

令和6年度 ENEOS奨学助成 募集要項

児童養護施設

母子生活支援施設

里親家庭

ファミリーホーム

児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭およびファミリーホームの児童等が、高等学校卒業後の進学を希望する場合、経済的な困難が問題となることがあります。こうした児童等に対し、進学への道を開き、その能力を発揮する場を与えることは、児童の自立の促進をはかることにつながります。

本助成事業は、これら児童等が高等学校卒業後、大学・短期大学・専門学校等に進学する際の支度費等の一部を助成することにより、児童の進学を金銭面から援助し、もって児童の社会的自立を支援することを目的に実施します。

実施

社会福祉法人 全国社会福祉協議会



対象者

募集対象者は、将来の目標の実現に向けて進学を希望する児童のうち、以下 1 ~ 4 のいずれかの条件を満たす者とします。

1 児童養護施設

高等学校卒業後、令和7年度に大学・短期大学・専門学校等への進学（※1）を予定している下記の児童等。

- ①児童養護施設に入所している児童
- ②児童養護施設を退所した20歳未満の方（※2）

（※1）高等専門学校における4年次への進級も含む

（※2）年齢は令和7年4月2日現在の満年齢

2 母子生活支援施設

高等学校卒業後、令和7年度に大学・短期大学・専門学校等への進学（※1）を予定している下記の児童等。

- ①母子生活支援施設に入所している児童
- ②母子生活支援施設を退所した20歳未満の方（※2）

（※1）高等専門学校における4年次への進級も含む

（※2）年齢は令和7年4月2日現在の満年齢

3 里親家庭

高等学校卒業後、令和7年度に大学・短期大学・専門学校等への進学（※1）を予定している下記の児童等。

- ①里親家庭に委託されている児童
- ②委託解除後、引き続き里親家庭で同居している20歳未満の方（※2）

（※1）高等専門学校における4年次への進級も含む

（※2）年齢は令和7年4月2日現在の満年齢

4 ファミリーホーム

高等学校卒業後、令和7年度に大学・短期大学・専門学校等への進学（※1）を予定している下記の児童等。

- ①ファミリーホームに委託されている児童
- ②委託解除後、引き続きファミリーホームで同居している20歳未満の方（※2）

（※1）高等専門学校における4年次への進級も含む

（※2）年齢は令和7年4月2日現在の満年齢

助成金額

10万円（1名あたり）

- ・本助成の返済義務はありません。
- ・他の奨学金制度との併用も可能です。
- ・原則として、助成金は施設・里親・ファミリーホームの養育者名義の銀行口座に振り込みます。

募集人数

800名



応募方法

1

提出書類

- ①申請書兼変更届
- ②作文用原稿用紙(指定)
- ③進学先学校の合格通知書または入学許可証等、進学先がわかる書類のコピー

2

提出締切

令和7年1月20日(月) 当日消印有効/郵送のみ受付

※提出期限を過ぎた申請は、理由の如何を問わず受付できません

3

応募フロー

提出締切までに進学先が確定している場合

下記提出書類3点
①申請書兼変更届
②作文
③合格通知書等のコピー
を提出締切(令和7年1月20日)までに提出

提出締切までに進学先が確定しない場合

下記提出書類のうち2点
①申請書兼変更届
②作文
を提出締切(令和7年1月20日)までに提出

進学先が決まった時点で、提出書類③を追加提出
※審査委員会開催までに提出書類③が提出されない場合でも、助成可となった際は内定扱いとなります。

4

提出書類における留意事項

①申請書兼変更届

- ・申請者は、児童養護施設及び母子生活支援施設の場合は施設長、里親家庭の場合は里親、ファミリーホームの場合は養育者としてください(児童本人の申請は不可)。
- ・「振込口座」は、施設または里親・養育者の銀行口座名をご記入ください(児童本人の口座は不可)。
- ・進学先が確定しておらず合格通知書のコピーを添付できない場合は、「入学希望校」の欄に第1志望校を記入し、当該志望校の合格発表日等をご記入ください。
- ・対象児童が複数名いる場合は、「申請書兼変更届」をコピーしてご使用ください。
- ・**申請書記入後は必ずコピーを取り、保管してください。**
(申請後に変更が生じた場合に「申請書兼変更届」の再提出が必要です)
- ・申請書兼変更届の記入内容に変更が生じた場合は、「申請書兼変更届」の控え(コピー)に変更箇所を赤字で修正のうえ、速やかにご提出(郵送)ください。
- ・進学先が変更になった場合は、当該学校の合格通知書等のコピーをあわせてご提出(郵送)ください。

②作文

- ・**テーマ** 「将来の目標を実現するために、進学先で取り組むこと」
- ・**字数** 600字以上800字以内
- ・**様式等** 作文用原稿用紙(指定)に、児童本人が自筆にて作成、記入すること。

※指定様式は募集要項最終ページに記載のホームページからダウンロードできます。



審査・助成の流れ

- (1) 提出書類にもとづき、(福)全国社会福祉協議会が設置する審査委員会において選考のうえ、助成の可否を決定します。
※選考経過や個別の採否の事由についてはお答えできません。
- (2) 審査委員会後、申請者には助成結果通知を郵送します。助成決定者には**令和7年3月28日(金)**に指定口座へ助成金を振り込みます(予定)。
- (3) 審査委員会開催までに③の提出書類の提出がなく「助成内定」となった場合、提出書類③が本会に届いた日の当月末(もしくは翌月末)に助成金を振り込みます。

辞退

申請後、諸事情により助成を辞退される場合は、必ず「辞退届」を提出ください。
※「辞退届」用紙データは募集要項最終ページに記載のホームページからダウンロードできます。

申請書の提出・お問合せ先

(1) 申請者が児童養護施設、母子生活支援施設の場合

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部
「ENEOS奨学助成担当」(加藤、竹内)
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509
E-mail taisyoji-sien@shakyo.or.jp

(2) 申請者が里親の場合

公益財団法人全国里親会
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857
TEL. 03-3404-2024 FAX. 03-3404-2034
E-mail info@zensato.or.jp

(3) 申請者がファミリーホームの場合

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会事務局
〒655-0872 神戸市垂水区塩屋町大谷657-3
TEL. 078-219-8577
E-mail jfh@japanfamilyhome.com

本奨学助成の案内および申込用紙は、下記ホームページにも掲載しています。

全国社会福祉協議会ホームページ

<https://www.shakyo.or.jp/>

全国児童養護施設協議会ホームページ

<https://www.zenyokyo.gr.jp/>

全国母子生活支援施設協議会ホームページ

<https://zenbokyou.jp/>

全国里親会ホームページ

<https://www.zensato.or.jp/>

日本ファミリーホーム協議会ホームページ

<https://www.japan-familyhome.org/>